

株 主 各 位

東京都北区田端六丁目1番1号
株式会社アドバネクス
臨時株主総会招集者
株 主 A A A 株式会社
同社代表取締役 朝 田 英 太 郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、東京地方裁判所の令和元年8月7日付株主総会招集許可決定に基づき、下記のとおり株式会社アドバネクス（以下「当社」といいます。）の臨時株主総会を開催させていただきますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして3頁～4頁のご案内に従って2019年9月24日（火曜日）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

本総会を招集する理由及び経緯は以下のとおりです。

（1） 第70期定時株主総会を巡る紛争

2018年6月21日に開催された当社第70期定時株主総会において、加藤雄一、柴野恒雄、大野俊也、加藤精也、武田栄一、尾関友保及び米倉誠一郎の7名を取締役に選任するとの会社提案議案が否決され、会社提案のうち加藤雄一、武田栄一、尾関友保及び米倉誠一郎に代えて小谷健、中野隆平及び福島正とする合計6名を取締役に選任するとの修正動議が可決されました。

しかし、その後、加藤雄一ら当社株主が、当社に対し、会社提案議案が可決されたことを前提とする加藤雄一、武田栄一、尾関友保及び米倉誠一郎が取締役の地位にあることの確認ならびに修正動議を可決する旨の決議の不存在の確認等を求めて訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起しました。本件訴訟の第一審において、加藤雄一、武田栄一、尾関友保及び米倉誠一郎が取締役の地位にあることの確認請求は棄却されましたが、小谷健、中野隆平及び福島正を取締役に選任するとの決議は取り消されました。本件訴訟は、現在控訴審に係属しております。

（2） 第71期定時株主総会の開催及び決議

このような状況の中で、当社は2019年6月25日に第71期定時株主総会を開催し、会社提案による第1号議案「剰余金の配当の件」、第2号議案「取締役8名選任の件」、

第3号議案「監査役2名選任の件」及び第4号議案「補欠監査役1名選任の件」がいずれも可決されました。

なお、2019年5月8日付けをもって、本件訴訟の第一審判決において選任決議が取り消された小谷健、中野隆平及び福島正の取締役3名が辞任した結果、第71期定時株主総会は、柴野恒雄、大野俊也及び加藤精也の取締役3名のみによって構成される取締役会の決議によって招集されました。

(3) 瑕疵の連鎖

上記(2)のとおり、本件訴訟の第一審判決において選任決議が取り消された小谷健、中野隆平及び福島正の取締役3名は第71期定時株主総会の招集手続の前に辞任しているため、第一審判決が控訴審及び上告審で維持されたとしても、第70期定時株主総会におけるこの3名の選任決議の瑕疵は、第71期定時株主総会の招集手続の適法性には影響しません。

しかしながら、仮に本件訴訟の控訴審及び上告審において、加藤雄一、武田栄一、尾関友保及び米倉誠一郎が取締役の地位にあることを確認する判決となり、その判決が確定した場合には、柴野恒雄、大野俊也及び加藤精也の取締役3名のみによって構成される取締役会の決議によって招集された第71期定時株主総会の決議は、正当な取締役会の決議によって招集されたといえず、不存在または取消しうる株主総会決議となるおそれがございます。

このように、第71期定時株主総会において可決された剰余金配当の効力や、第71期定時株主総会において選任された現在の当社の取締役及び監査役の地位は法的に不安定であり、このような状態が継続すると、当社の企業価値が毀損するおそれも否定できません。

更に、第71期定時株主総会以後になされる株主総会決議についても、決議不存在確認訴訟または決議取消訴訟が提起されれば、正当な取締役会の決議によって招集されたとはいえないという理由で、決議が不存在となるまたは取り消されるおそれがあり、このような不安定な状態が長期にわたり継続するおそれもございます。このような瑕疵の連鎖の状態は一刻も早く解消する必要がございます。

(4) 本総会の招集

裁判所の招集許可決定に基づき、少数株主が適法に招集した株主総会によって決議を行う場合には、当社の取締役会決議を経由する必要がないことから、適法な株主総会決議を行うことができ、上記(3)の瑕疵の連鎖の状態を解消することが可能となります。

したがって、早期に法律関係を安定させ、当社の企業価値の毀損を免れるため、本総会における下記の各議案につきご承認をいただきたく存じます。

敬具

記

1. 日 時 2019年9月25日（水曜日）午後2時
（なお、受付開始時間は、午後1時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都千代田区神田須田町一丁目25番
J R 神田万世橋ビル 4 階
ステーションコンファレンス万世橋

従来の開催場所及び時間とは異なります。ご来場の際は、末尾「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第71期定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」を可決する旨の決議の追認の件 |
| 第2号議案 | 第71期定時株主総会における第2号議案「取締役8名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件 |
| 第3号議案 | 第71期定時株主総会における第3号議案「監査役2名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件 |
| 第4号議案 | 第71期定時株主総会における第4号議案「補欠監査役1名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件 |
| 第5号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第7号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 代理人による議決権行使の場合
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、議決権を行使することができます。
- (2) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月24日（火曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。
- (3) 賛否の表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、2019年9月24日（火曜日）午後6時15分までにご行使ください。
なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(5) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社までご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<https://www.advanex.co.jp/corp/ir/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。 ウェブ行使
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2019年9月24日(火曜日)午後6時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。



【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部	
【証券代行ウェブサポート専用ダイヤル】	0120-652-031 (午前9時～午後9時)
<議決権行使に関する事項以外のご照会>	0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案から第7号議案は、株主である臨時株主総会招集者の提出に係るものです。

第1号議案から第4号議案は、2019年6月25日に開催された第71期定時株主総会において承認可決された「剰余金の配当の件」、「取締役8名選任の件」、「監査役2名選任の件」及び「補欠監査役1名選任の件」の決議の追認を求めるものであります。

臨時株主総会招集者としては、当社と同じく、第71期定時株主総会の各決議は法的に有効なものであると認識しております。しかし、1頁～2頁記載の本総会を招集する理由及び経緯のとおり、本件訴訟の結果次第では、第71期定時株主総会の決議は、不存在または取消しうる株主総会決議となるおそれがございます。そこで、仮に第71期定時株主総会の決議に瑕疵が存在する可能性があるとしても、当該瑕疵を治癒し、決議が法的に有効であることをより確実にするために、少数株主として適法に招集した本総会において、第71期定時株主総会の決議を追認いただくことを求める次第であります。

次に、第5号議案から第7号議案は、第71期定時株主総会において承認可決された「取締役8名選任の件」、「監査役2名選任の件」及び「補欠監査役1名選任の件」の決議について、各決議を取り消す旨の判決または当該決議が不存在であることを確認する旨の判決の確定等により各決議の効力が否定されたことを停止条件として、各候補者の選任を求めるものであります。

第1号議案から第4号議案の追認の議案が承認可決されれば、第71期定時株主総会における各決議は適法かつ有効なものとして確定するものと考えておりますが、万一、当該各決議を取り消す旨の判決または当該決議が不存在であることを確認する旨の判決がなされた場合に備え、追認決議とは別に、念のため停止条件付きで再度、決議を行うことをご提案するものです。万一、第71期定時株主総会の各決議の効力が否定された場合、その時点において同決議で選任された取締役、監査役及び補欠監査役の地位が失われるため、当社には正式な取締役、監査役及び補欠監査役が存在しないこととなり、当社は不安定な状態に置かれることとなります。このような事態を避けるため、そのような場合であっても、再度各選任決議をしておくことにより、各決議の効力が否定された時点以降の取締役、監査役及び補欠監査役を予め選任し、取締役、監査役及び補欠監査役の地位の早期の安定化を求める次第であります。

なお、第71期定時株主総会において承認可決された「剰余金の配当の件」については、停止条件付再決議の議案は提出しておりません。これは、再決議を行う場合には、剰余金の配当の計算を行う基準日が異なり、配当を受ける株主も異なってしまうため、第71期定時株主総会において承認可決された「剰余金の配当の件」と同様の決議をすることはできないとの理由に基づくものです。

第1号議案 第71期定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」を可決する旨の決議の追認の件

本議案は、2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「剰余金の配当の件」の決議をご追認いただくものです。第71期定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」について、第71期定時株主総会招集ご通知記載の「議案及び参考事項」は下記のとおりです。

記

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援に報いるとともに、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案しつつ内部留保に努めたく、次のとおりとしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額 122,818,680円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月26日

第2号議案 第71期定時株主総会における第2号議案「取締役8名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件

本議案は、2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「取締役8名選任の件」の決議をご追認いただくものです。第71期定時株主総会における第2号議案「取締役8名選任の件」について、第71期定時株主総会招集ご通知記載の「議案及び参考事項」は下記のとおりです。

記

第2号議案 取締役8名選任の件

2019年5月8日付をもって取締役小谷健、中野隆平及び福島正の3氏が辞任され、また本総会終結の時をもって取締役3名は任期満了となります。業務執行体制の強化、経営の透明性確保及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため社外取締役1名を含む2名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	しば の つね お 柴 野 恒 雄 (1960年1月25日生)	1978年3月 当社入社 2000年4月 カトウスプリング株式会社取締役 工場長 2005年6月 同社代表取締役副社長 2006年5月 当社柏崎工場長 2007年4月 当社執行役員生産・技術本部長 2009年6月 当社取締役生産統括本部長 2013年4月 当社取締役国内ビジネスカンパニ ー社長 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	9,700株
【取締役候補者とした理由】 柴野恒雄氏は、当社の代表取締役会長兼社長として当社グループの経営を牽引し、強いリーダーシップで事業活動全般を統括しております。また当社の技術開発及び生産活動全般における広い経験と見識を有しており、当社のメーカーとしてのものづくりに対する思想を確立するとともに成長戦略の実践に努めてまいりました。今後も当社の企業価値向上に欠かさないものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
2	おお の とし や 大 野 俊 也 (1959年12月3日生)	1982年4月 アイワ株式会社（現ソニー株式会社） 入社 1997年5月 AIWA AMERICA, INC.執行役員 2003年1月 当社入社 2005年4月 当社執行役員 2006年4月 当社執行役員業務管理本部長、CFO 2009年6月 当社取締役業務管理本部長、CFO 2014年4月 当社常務取締役、CFO 2018年6月 当社代表取締役常務、CFO（現任）	9,200株
		【取締役候補者とした理由】 大野俊也氏は、会計、財務及び経営管理全般に関する経験と見識を有しており、2006年からはCFOとして当社の財務戦略立案と企業体質強化に携わってまいりました。2009年の取締役就任以来、経営・管理部門の統括責任者としてその職務を適切に果たし、また、財務・投資リスクの管理体制を強化するなどの実績を重ねていることから、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
3	か とう せい や 加 藤 精 也 (1958年4月11日生)	1981年3月 当社入社 2006年4月 当社執行役員自動車事業部長 2009年6月 当社取締役営業統括本部長 2014年4月 当社常務取締役、国内ビジネスカンパニー長 2015年4月 当社常務取締役（現任）	7,620株
		【取締役候補者とした理由】 加藤精也氏は、長年にわたり当社営業部門に携わり、2009年の取締役就任以来、当社の営業部門の統括責任者としてその職務を適切に果たし、当社グループのグローバル戦略的な販売市場の拡大を進めるなど実績を重ねております。経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
4	※ し ま む ら の ぼ る 嶋 村 昇 (1966年1月11日生)	1989年3月 当社入社 2012年10月 当社営業統括本部長 2015年4月 当社執行役員営業本部長（現任）	0株
		【取締役候補者とした理由】 嶋村昇氏は、これまで当社営業部長、マーケティング部長、営業本部長を歴任し、2015年より執行役員営業本部長として、国内外への積極的な拠点展開及び企業価値向上などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な業務経験を有しております。持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断し、当社の業務執行体制の強化を図るべく、新たに取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
5	※ 小 谷 健 (1946年9月12日生)	1969年 4 月 トピー実業株式会社入社 1998年 6 月 同社取締役 2000年 6 月 同社常務取締役 2003年 4 月 同社専務取締役 2006年 4 月 同社取締役副社長 2010年 4 月 同社代表取締役社長 2013年 4 月 同社取締役相談役 2015年 6 月 同社相談役 2017年 6 月 佐藤商事株式会社社外取締役(現任) 2018年 6 月 当社社外取締役 (重要な兼職の状況) 佐藤商事株式会社社外取締役	100株
	【社外取締役候補者とした理由】 小谷健氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたる自動車・産業機械部品事業を中心としたグローバル企業での営業経験で培われた高度な見識を有しています。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者となりました。		
6	※ 中 野 隆 平 (1959年3月8日生)	1981年 4 月 トヨタ自動車販売(現トヨタ自動車株式会社)入社 1990年 3 月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 2007年 1 月 メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社代表取締役副社長 2016年 1 月 中野スプリング株式会社代表取締役会長 2016年 4 月 同社代表取締役社長(現任) 2018年 6 月 当社社外取締役 (重要な兼職の状況) 中野スプリング株式会社代表取締役社長	100株
	【社外取締役候補者とした理由】 中野隆平氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたる外資系企業において営業担当の執行役員、取締役副社長として培われた高度な見識を有しています。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
7	※ 福 島 正 (1943年12月14日生)	1962年4月 ソニー株式会社入社 1987年11月 株式会社タロン(現 ソニーグローバル マニュファクチャリング&オペレー ションズ株式会社)取締役工場長 1994年11月 ソニー千原株式会社(現 ソニーグロー バルマニュファクチャリング&オペレ ーションズ株式会社)専務取締役 1996年6月 同社代表取締役社長 2004年12月 ソニー株式会社退社 2014年3月 株式会社アウトソーシング社外取締役 (現任) 2016年3月 ＯＳセミテック株式会社社外監査役 (現株式会社アウトソーシングテクノ ロジー) 2017年3月 株式会社アネブル社外監査役 2017年3月 株式会社ＰＥＯ社外監査役 2017年3月 株式会社ＯＲＪ社外監査役 2018年6月 当社社外取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社アウトソーシング社外取締 役	100株
	【社外取締役候補者とした理由】 福島正氏は、豊富な経営者経験、幅広い人材ネットワーク及び長年にわたるグローバル企 業での実務経験で培われた高度な見識に加え、他社の社外取締役、社外監査役としての幅広 い知見も有しております。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行 に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者とし ました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
8	※ 木 南 麻 浦 (1976年2月14日生)	2010年12月 弁護士登録 藏王法律事務所入所 2017年12月 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役（現任） きなみ法律事務所開設（現任） （重要な兼職の状況） きなみ法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 木南麻浦氏は、弁護士としての豊富な経験を有しております。女性取締役を加えることにより取締役会の多様性を確保するとともに、客観的かつ公正な視点で取締役会の監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。		

(注) 1. ※は新任取締役候補者であります。

2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 第2号議案が原案どおり承認されることを条件とし、当社は小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 小谷健、中野隆平及び福島正の3氏について、当社は昨年の第70期定時株主総会に係る株主総会決議不存在確認等請求訴訟（東京地裁平成30年（ワ）第27434号）において、3氏の取締役選任決議を取り消すことなどを内容とする第一審判決を受けており、現在控訴審にて係属中であります。また、3氏は、同判決及び本71期定時株主総会の招集手続の適法性への配慮から、本年5月8日付をもって取締役を辞任しております。
6. 小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

第3号議案 第71期定時株主総会における第3号議案「監査役2名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件

本議案は、2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「監査役2名選任の件」の決議をご追認いただくものです。第71期定時株主総会における第3号議案「監査役2名選任の件」について、第71期定時株主総会招集ご通知記載の「議案及び参考事項」は下記のとおりです。

記

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役若井繁氏、宿輪純一氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	※ あぶ ひで のり 麻 布 秀 徳 (1956年4月16日生)	1979年4月 三井物産株式会社入社 2007年10月 MBK Distribuidora de Produtos Eletronicos Ltda.(在ブラジル)CFO 2009年10月 ブラジル三井物産副社長CFO兼米州本部Deputy CFO 2011年6月 三井物産プラントシステム株式会社取締役専務執行役員CFO 2016年6月 りらいあコミュニケーションズ株式会社取締役CFO、CCO、CPO（現任）（2019年6月退任予定）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 麻布秀徳氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたり複数の国内外事業会社にてCFOを務め、会計・財務及び経営管理全般に関する高度な見識を有しております。また海外現地法人副社長をはじめ海外勤務経験も長く、グローバル経営への知見も豊富であります。業務執行の適正性確保を担う監査役としての職務を適切に遂行いただくことができると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	しゅく ん じゅん いち 宿 輪 純 一 (1963年7月29日生)	1987年4月 株式会社富士銀行入行（現株式会社みずほ銀行） 1998年5月 株式会社三和銀行入行（現株式会社三菱UFJ銀行） 2015年3月 株式会社三菱東京UFJ銀行退社（現株式会社三菱UFJ銀行） 2015年4月 帝京大学経済学部教授（現任） 2015年6月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 帝京大学経済学部教授	900株
	【社外監査役候補者とした理由】 宿輪純一氏は、国際金融に関する豊富な専門知識及び大学教授として培われた高い見識に基づき、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献いただいております。業務執行の適正性確保を担う監査役としての職務を適切に遂行いただくことができると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。		

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 麻布秀徳氏、宿輪純一氏は、社外監査役候補者であります。
4. 宿輪純一氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者を務めておりました。
5. 宿輪純一氏は、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 宿輪純一氏の社外監査役選任が承認されることを条件とし、当社と宿輪純一氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第33条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。
7. 麻布秀徳氏の社外監査役選任が承認された場合、本総会終了後に開催予定の監査役会において、常勤監査役に就任する予定であります。

第4号議案 第71期定時株主総会における第4号議案「補欠監査役1名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件

本議案は、2019年6月25日開催の第71期定時株主総会において承認可決された「補欠監査役1名選任の件」の決議をご追認いただくものです。第71期定時株主総会における第4号議案「補欠監査役1名選任の件」について、第71期定時株主総会招集ご通知記載の「議案及び参考事項」は下記のとおりです。

記

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かん べ けん いち 神 部 健 一 (1966年3月15日生)	1991年3月 公認会計士開業登録 1998年4月 弁護士開業登録 2000年6月 当社社外監査役 2007年6月 当社社外監査役退任	0株

【補欠社外監査役候補者とした理由】

神部健一氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な知識と企業法務に係る高度な専門的知見を有しております。また、過去において当社社外監査役として活躍した経験があり、監査役に欠員が生じた場合に速やかに監査役業務を引き継ぐことから、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注) 1. 神部健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神部健一氏は、弁護士、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。尚、神部健一氏は、過去に当社の社外監査役を7年間務めました。
3. 神部健一氏は、社外監査役に就任した場合、当社と神部健一氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第33条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。

第5号議案 取締役8名選任の件

本議案は、2019年6月25日開催の第71期定時株主総会における柴野恒雄、大野俊也、加藤精也、嶋村昇、小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦を取締役に選任するとの議案を可決する旨の決議について、当該決議を取り消す旨の判決または当該決議が存在しないことを確認する旨の判決の確定等により当該決議の効力が否定されたことを停止条件として、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	しげ の つね お 柴 野 恒 雄 (1960年1月25日生)	1978年3月 当社入社 2000年4月 カトウスプリング株式会社（現当社）取締役工場長 2005年6月 同社代表取締役副社長 2006年5月 当社柏崎工場長 2007年4月 当社執行役員生産・技術本部長 2009年6月 当社取締役生産統括本部長 2013年4月 当社取締役国内ビジネスカンパニー社長 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長兼社長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）	9,700株
【取締役候補者とした理由】 柴野恒雄氏は、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を牽引し、強いリーダーシップで事業活動全般を統括しております。また当社の技術開発及び生産活動全般における広い経験と見識を有しており、当社のメーカーとしてのものづくりに対する思想を確立するとともに成長戦略の実践に努めてまいりました。今後も当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
2	おお の とし や 大 野 俊 也 (1959年12月3日生)	1982年4月 アイワ株式会社（現ソニー株式会社） 入社 1997年5月 AIWA AMERICA, INC.執行役員 2003年1月 当社入社 2005年4月 当社執行役員 2006年4月 当社執行役員業務管理本部長、CFO 2009年6月 当社取締役業務管理本部長、CFO 2014年4月 当社常務取締役、CFO 2018年6月 当社代表取締役常務、CFO（現任）	9,200株
		【取締役候補者とした理由】 大野俊也氏は、会計、財務及び経営管理全般に関する経験と見識を有しており、2006年からはCFOとして当社の財務戦略立案と企業体質強化に携わってまいりました。2009年の取締役就任以来、経営・管理部門の統括責任者としてその職務を適切に果たし、また、財務・投資リスクの管理体制を強化するなどの実績を重ねていることから、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	
3	か と う せ い や 加 藤 精 也 (1958年4月11日生)	1981年3月 当社入社 2006年4月 当社執行役員自動車事業部長 2009年6月 当社取締役営業統括本部長 2014年4月 当社常務取締役、国内ビジネスカンパニー長 2015年4月 当社常務取締役 2019年6月 当社常務取締役、品質保証本部長（現任）	7,620株
		【取締役候補者とした理由】 加藤精也氏は、長年にわたり当社営業部門に携わり、2009年の取締役就任以来、当社の営業部門の統括責任者としてその職務を適切に果たし、当社グループのグローバル戦略的な販売市場の拡大を進め、現在は品質保証本部長を務めるなど実績を重ねております。経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	
4	しま むら のぼる 嶋 村 昇 (1966年1月11日生)	1989年3月 当社入社 2012年10月 当社営業統括本部長 2015年4月 当社執行役員営業本部長 2019年6月 当社取締役営業本部長（現任）	0株
		【取締役候補者とした理由】 嶋村昇氏は、これまで当社営業部長、マーケティング部長、営業本部長を歴任し、2015年4月から執行役員営業本部長、2019年6月からは取締役営業本部長として、国内外への積極的な拠点展開及び企業価値向上などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な業務経験を有しております。持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断し、当社の業務執行体制の強化を図るべく、取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
5	こ 谷 健 (1946年9月12日生)	1969年4月 トピー実業株式会社入社 1998年6月 同社取締役 2000年6月 同社常務取締役 2003年4月 同社専務取締役 2006年4月 同社取締役副社長 2010年4月 同社代表取締役社長 2013年4月 同社取締役相談役 2015年6月 同社相談役 2017年6月 佐藤商事株式会社社外取締役(現任) 2018年6月 当社社外取締役 2019年5月 当社社外取締役辞任 2019年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 佐藤商事株式会社社外取締役	100株
		【社外取締役候補者とした理由】 小谷健氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたる自動車・産業機械部品事業を中心としたグローバル企業での営業経験で培われた高度な見識を有しています。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者となりました。	
6	なか の 隆 平 (1959年3月8日生)	1981年4月 トヨタ自動車販売株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 1990年3月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 2007年1月 メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社代表取締役副社長 2016年1月 中野スプリング株式会社代表取締役会長 2016年4月 同社代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社社外取締役 2019年5月 当社社外取締役辞任 2019年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 中野スプリング株式会社代表取締役社長	100株
		【社外取締役候補者とした理由】 中野隆平氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたる外資系企業において営業担当の執行役員、取締役副社長として培われた高度な見識を有しています。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
7	ふくしま まさし 福 島 正 (1943年12月14日生)	1962年4月 ソニー株式会社入社 1987年11月 株式会社タロン(現 ソニーグローバル マニュファクチャリング&オペレーシ ョンズ株式会社)取締役工場長 1994年11月 ソニー千厩株式会社(現 ソニーグロー バルマニュファクチャリング&オペレ ーションズ株式会社)専務取締役 1996年6月 同社代表取締役社長 2004年12月 ソニー株式会社退社 2014年3月 株式会社アウトソーシング社外取締役 (現任) 2016年3月 ＯＳセミテック株式会社 (現株式会社 アウトソーシングテクノロジー) 社外 監査役 2017年3月 株式会社アネブル社外監査役 2017年3月 株式会社ＰＥＯ社外監査役 2017年3月 株式会社ＯＲＪ社外監査役 2018年6月 当社社外取締役 2019年5月 当社社外取締役辞任 2019年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アウトソーシング社外取締 役	100株
【社外取締役候補者とした理由】 福島正氏は、豊富な経営者経験、幅広い人材ネットワーク及び長年にわたるグローバル企 業での実務経験で培われた高度な見識に加え、他社の社外取締役、社外監査役としての幅広 い知見も有しております。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行 に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者とし ました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
8	木 南 麻 浦 (1976年2月14日生)	2010年12月 弁護士登録 蔵王法律事務所入所 2017年12月 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役（現任） きなみ法律事務所代表（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） きなみ法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 木南麻浦氏は、弁護士としての豊富な経験を有しております。女性取締役の参画により取締役会の多様性を確保するとともに、客観的かつ公正な視点で取締役会の監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ3カ月となります。なお、小谷健、中野隆平及び福島正の3氏は、2018年6月から2019年5月に至る期間についても、当社の社外取締役に就任しております。
4. 当社は小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として限定する契約を締結しており、本議案において同氏らが選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

第6号議案 監査役2名選任の件

本議案は、2019年6月25日開催の第71期定時株主総会における麻布秀徳及び宿輪純一を監査役に選任するとの議案を可決する旨の決議について、当該決議を取り消す旨の判決または当該決議が存在であることを確認する旨の判決の確定等により当該決議の効力が否定されたことを停止条件として、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	あぶ ひで のり 麻 布 秀 徳 (1956年4月16日生)	1979年4月 三井物産株式会社入社 2007年10月 MBK Distribuidora de Produtos Eletronicos Ltda.(在ブラジル)CFO 2009年10月 ブラジル三井物産副社長CFO兼米州本部Deputy CFO 2011年6月 三井物産プラントシステム株式会社取締役専務執行役員CFO 2016年6月 りらいあコミュニケーションズ株式会社取締役CFO、CCO、CPO 2019年6月 当社常勤社外監査役(現任)	200株
【社外監査役候補者とした理由】 麻布秀徳氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたり複数の国内外事業会社にてCFOを務め、会計・財務及び経営管理全般に関する高度な見識を有しております。また海外現地法人副社長をはじめ海外勤務経験も長く、グローバル経営への知見も豊富であります。業務執行の適正性確保を担う監査役としての職務を適切に遂行いただくことができると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	しほく お じゅん ち 宿 輪 純 一 (1963年7月29日生)	1987年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みず ほ銀行）入行 1998年5月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱 UFJ銀行）入行 2015年3月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式 会社三菱UFJ銀行）退社 2015年4月 帝京大学経済学部教授（現任） 2015年6月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 帝京大学経済学部教授	900株
	【社外監査役候補者とした理由】 宿輪純一氏は、国際金融に関する豊富な専門知識及び大学教授として培われた高い見識に 基づき、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明 性の向上に貢献いただいております。業務執行の適正性確保を担う監査役としての職務を適 切に遂行いただくことができると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は 過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上 記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 麻布秀徳氏、宿輪純一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 宿輪純一氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者を務めておりました。
4. 麻布秀徳氏及び宿輪純一氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ3カ月及び4年3カ月となります。
5. 当社は宿輪純一氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第33条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において同氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としています。

第7号議案 補欠監査役1名選任の件

本議案は、2019年6月25日開催の第71期定時株主総会における神部健一を補欠監査役に選任するとの議案を可決する旨の決議について、当該決議を取り消す旨の判決または当該決議が不存在であることを確認する旨の判決の確定等により当該決議の効力が否定されたことを停止条件として、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かん べ けん いち 神 部 健 一 (1966年3月15日生)	1991年3月 公認会計士開業登録 1998年4月 弁護士開業登録 2000年6月 当社社外監査役 2007年6月 当社社外監査役退任	0株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 神部健一氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な知識と企業法務に係る高度な専門的知見を有しております。また、過去において当社社外監査役として活躍した経験があり、監査役に欠員が生じた場合に速やかに監査役業務を引き継ぐことから、補欠社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。		

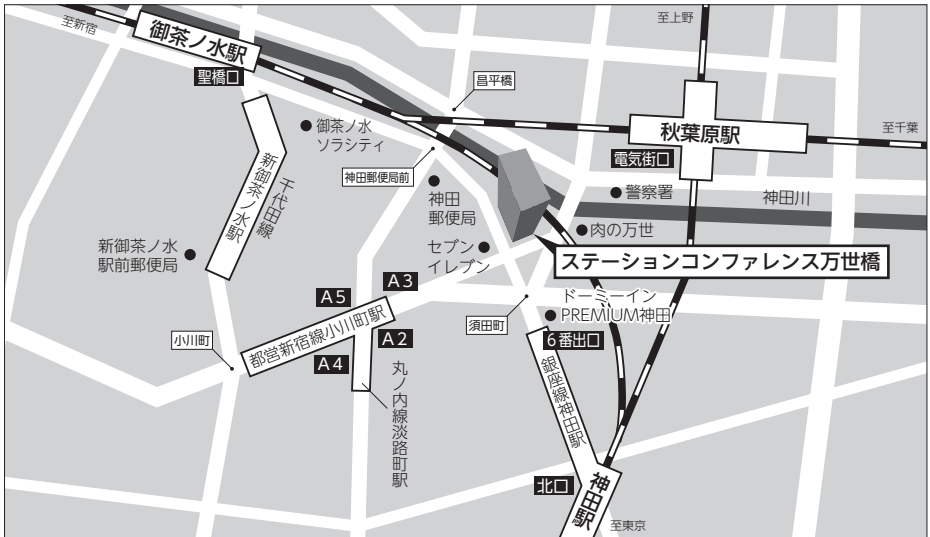
- (注) 1. 神部健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神部健一氏は、弁護士、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。尚、神部健一氏は、過去に当社の社外監査役を7年間務めました。
3. 神部健一氏は、社外監査役に就任した場合、当社と神部健一氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第33条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。

以 上

株式会社アドバネクス

臨時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田須田町一丁目25番
J R 神田万世橋ビル4 階
ステーションコンファレンス万世橋
電話 03-6859-8200



●交通のご案内

JR 「秋葉原駅」
「御茶ノ水駅」
「神田駅」

電気街口徒歩 5 分
聖橋口徒歩 7 分
北口徒歩 7 分

東京メトロ 「丸ノ内線淡路町駅」
「銀座線神田駅」

A 3 出口徒歩 4 分
6 番出口徒歩 4 分